



26都第540号
平成27年2月25日

事業主団体 各位

長崎県土木部都市計画課長



屋外広告物による公衆に対する危害の防止について

日頃から県行政に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本県では看板をはじめとする屋外広告物について、「屋外広告物法」及び「長崎県屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成、風致維持、公衆に対する危害防止の観点から規制等を行っている旨の周知に努めているところです。

さて、平成27年2月15日、北海道札幌市中央区において、看板の一部である金属製の部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たり重体となる事故が発生いたしました。これを受け、全県的に屋外広告物の許可申請者に対し、再度の安全点検のお願いをおこなおうとしております。

上記のお知らせとともに、事故の再発防止のため、今後も屋外広告物の表示等の許可制度そして管理の必要性をご理解いただき、貴団体加入の事業者の皆様へ周知方ご協力をお願いいたします。

※参考資料 広告板落下事故の概要

担 当：都市計画課景観班 近藤・三道 電 話：095-894-3151 FAX：095-894-3462

広告板落下事故の概要

発生日時：平成27年2月15日 13時55分ごろ

発生場所：北海道札幌市中央区北三条西2丁目飲食店ビル

被害者：重症1名

事故概要：ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者の頭部に当たった。

落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で、約1.5mの高さに設置されていた。

原因：看板を外壁に緊結する部分が腐食したことにより強度が低下し、事故当時吹いていた強風の影響により落下した可能性が考えられる。

